



■大規模盛土造成地調査の目的
平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）等において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に覆付けした盛土等が滑动が発生し、多くの宅地被害が発生しました。郡山市では、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただくことで、市民の皆様の防災意識を高めていただくことを主な目的として調査を行いました。
盛土調査の結果を大規模盛土造成地分布マップとして公表いたします。

■大規模盛土造成地とは
大規模盛土造成地とは、宅地を確保するために、谷を埋めて施工した盛土造成地のうち、谷地形を埋めて造成された面積3,000平方メートル以上の『谷埋め型大規模盛土造成地』、または、斜面に覆付けされた原地形の勾配が20度以上かつ盛土高さ5メートル以上の『覆付け型大規模盛土造成地』をいいます。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の厚さが、0.0m以上
谷埋め型

2) 覆付け型大規模盛土造成地
盛土する側の傾斜の長さの水平に對する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上
覆付け型

■大規模盛土造成地の抽出方法
市内の宅地開発が行われる以前（昭和30年～40年代）の地形図と最新の地形図データを重ね合わせ、その標高差から盛土の分布を眺みとって、利用状況及び盛土の高さや面積等から大規模盛土造成地を抽出しました。

凡例

- ：谷埋め型大規模盛土造成地
- ：覆付け型大規模盛土造成地

※市内の宅地開発が行われる以前（昭和30年～40年代）の地形図と最新の地形図データを重ね合わせ、その標高差から盛土の分布を眺みとって、利用状況及び盛土の高さや面積等から大規模盛土造成地を抽出しました。抽出された大規模盛土造成地は、宅地の開発による被害を及ぼしているため、盛土の定期的な点検を行うことが必要です。また、このマップは、宅地の土質調査の結果を基にしたものではありません。
※盛土に基づく盛土維持管理費（徴収）は1㎡47円です。
※本製品を複製する場合は、国土院の承認を得なければなりません。